

証券コード 4393

2024年12月9日

(電子提供措置の開始日2024年12月2日)

株主各位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

株式会社バンク・オブ・イノベーション

代表取締役社長 樋口 智裕

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本総会には、当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/boi19>）を通じてご出席くださいますようお願い申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト（株主総会関連資料）】 <https://boi.jp/ir/library/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

ウェブサイトにアクセス後、当社名（バンク・オブ・イノベーション）又は証券コード（4393）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【ネットで招集】 <https://s.srdb.jp/4393/>

ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は4頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面又はインターネットにより議決権を事前行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年12月23日（月曜日）午後7時**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年12月24日（火曜日）午前10時30分
※当日は、午前10時頃からログイン可能となる予定です。
2. 開催方法 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。
完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。
詳細は4頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第19期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4. 議決権の行使に関する事項
8頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

-
- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 - ◎書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされた株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
 - ◎通信障害等の発生により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに当社ウェブサイト（<https://boi.jp/ir/library/meeting/>）でその旨及び延会又は継続会の開催日時をお知らせいたします。
 - ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有するほかの株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、5頁の「7. 代理人による出席方法」をご参照ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・事業報告のうち、企業集団の現況に関する事項の一部（事業の経過及びその成果、財産及び損益の状況、対処すべき課題、主要な事業内容、主要な営業所、従業員の状況、主要な借入先及び借入額、その他企業集団の現況に関する重要な事項）、株式に関する事項、新株予約権等に関する事項、当社の役員に関する事項の一部（役員等賠償責任保険契約の内容の概要、社外役員に関する事項）、責任限定契約の内容の概要、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
- ・連結計算書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ・計算書類
- ・監査報告書
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書面の一部であります。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。

株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手持方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト (<https://web.sharely.app/login/boi19>) からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使のほか、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同ウェブサイトのご利用に際しましては、7頁の「注意事項」を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2024年12月24日（火曜日）午前10時30分から

※ 当日は、午前10時頃からログイン可能となる予定です。

※ ただし、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト (<https://boi.jp/ir/library/meeting/>) において、あらためて日程等をご案内いたします。

2. アクセス方法

接続先URL : <https://web.sharely.app/login/boi19>



① お手許に議決権行使書用紙をご準備いただき、上記のURLをご入力いただくか、スマートフォンで上記のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※ 「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※ ログインに関するご不明点については、以下FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533/>

3. 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

4. 質問方法及び動議の提出方法

(1) 事前質問の方法

上記「2. アクセス方法」にしたがってログインし、視聴画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご意見・ご質問等はお一人様につき2問まで、1問につき150文字までとさせていただきます。

[事前質問受付期限] 2024年12月18日(水曜日)午後7時まで

※ 受付期限終了後にお送りいただいたご意見・ご質問にはお答えできかねます。

※ 株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項などを中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

※ 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

(2) 当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご質問はお一人様につき2問まで、1問につき150文字までとさせていただきます。なお、当日のご質問は、株主総会が開始されたら、入力可能となります。

(3) 動議の提出方法

ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面下部の「動議」ボタンより動議の種類を選択し、入力後、ご送信ください。

5. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。通信障害により著しい支障が生じた場合に備え、本総会当日冒頭に、本総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、通信障害が生じた場合の対応マニュアルをあらかじめ整備いたします。

6. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使を希望する株主様のうちインターネットを使用することに支障のある株主様につきましては書面による事前の議決権の行使を推奨いたします。

7. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望

の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「代理人による議決権行使等に関するお問合わせ先」までお問合わせください。

<代理人による議決権行使等に関するお問合わせ先>

kanri_ir@boi.jp（株式会社バンク・オブ・イノベーション 株主総会担当者宛）

<代理人に関する書類の提出先>

〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番30号 新宿イーストサイドスクエア3F

株式会社バンク・オブ・イノベーション 株主総会担当者宛

<ご提出期限> 2024年12月18日（水曜日）午後7時必着

- ※ ご提出期限までに必要書類が到達しなかった場合は代理人による出席は認められませんのでご了承ください。
- ※ ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

注意事項

- ご質問や動議のご提出等を行う際に、同様の内容の送信を繰り返すことや、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行及び本総会システムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合があります。
- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処マニュアルも準備していますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
- 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることを禁じます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ】

問合せ先：Sharely(株) Tel 03-6683-7661

受付時間：2024年12月24日（火曜日）午前10時～株主総会終了まで

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー 株主総会へ出席



株主総会開催日時

2024年12月24日(火曜日)
午前10時30分(ログイン開始午前10時)

4頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

書面による議決権行使

行使期限

2024年12月23日(月曜日)
午後7時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2024年12月23日(月曜日)
午後7時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2024年12月23日(月曜日)
午後7時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

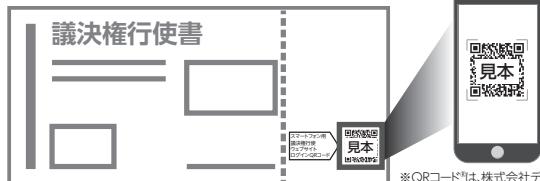
議決権行使について ☎️® 0120-652-031 (午前9時～午後9時) その他のご照会 ☎️® 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

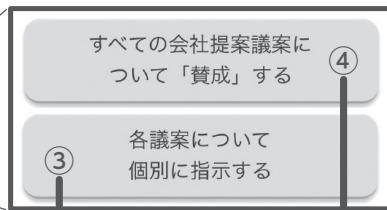


※QRコード※は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

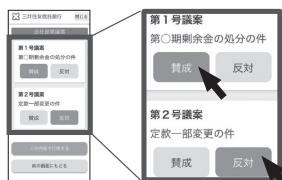
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

! 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

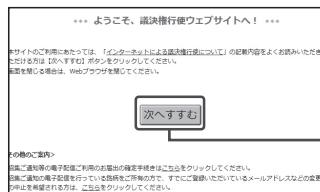
※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

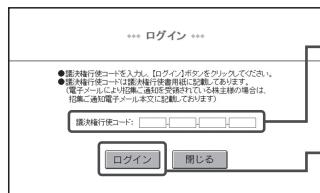
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

事業報告（2023年10月1日から2024年9月30日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善の下、インバウンド需要の増加などにより緩やかな回復が見込まれておりましたが、ウクライナ情勢や記録的な円安水準等の影響により原材料価格や物価上昇が続き、個人消費の伸びは鈍化傾向にありました。また、米国金融政策の動向や中国経済の長期停滞による懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっているほか、中東地域を取り巻く情勢、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要があるとされました。

当社グループの事業を取り巻く環境においては、2023年における世界のモバイルゲーム市場は8兆7,916億円、そのうち日本国内では1兆1,886億円と高い水準で推移しております（参考：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通モバイルゲーム白書2024」）。

このような事業環境のもと、当社グループの中長期的な成長の要となる複数の新規アプリの企画・開発及び既存アプリの運営に取り組んでまいりました。サービス開始から間もなく2周年を迎える『メントモリ』は、リリース初年度にあたる前連結会計年度と比較すると減収減益ではあるものの、当社グループの主力タイトルとして年間を通して貢献いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は13,615百万円（前連結会計年度比36.2%減）、営業利益1,329百万円（前連結会計年度比72.9%減）、経常利益1,362百万円（前連結会計年度比72.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益に関しては895百万円（前連結会計年度比72.8%減）となりました。

なお、当社グループはスマートフォンアプリ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2021年9月期)	第17期 (2022年9月期)	第18期 (2023年9月期)	第19期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売上高 (百万円)	2,129	2,428	21,333	13,615
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△801	△1,015	4,920	1,362
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△541	△838	3,293	895
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△141.28	△217.96	823.09	224.59
総資産 (百万円)	2,469	2,039	8,093	5,802
純資産 (百万円)	722	399	3,678	4,466
1株当たり純資産額 (円)	188.13	95.54	918.93	1,123.86

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第17期の期首より適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2021年9月期)	第17期 (2022年9月期)	第18期 (2023年9月期)	第19期 (当事業年度) (2024年9月期)
売上高 (百万円)	1,968	1,546	20,241	12,849
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△564	△811	4,528	1,351
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△414	△605	2,882	865
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△108.10	△157.29	720.36	216.96
総資産 (百万円)	2,633	2,348	7,985	5,710
純資産 (百万円)	930	840	3,708	4,466
1株当たり純資産額 (円)	242.33	205.93	926.52	1,123.86

(9) 対処すべき課題

当社グループが事業を継続的に拡大していくうえで対処すべき課題及び対応策は、主に以下のとおりであります。

① 収益力の高いサービスの提供

当社グループがスマートフォンアプリ関連事業において、より一層成長していくためには、収益力が高く、かつ多くのユーザーが長期的に楽しめるような質の高いサービスを提供していくことが重要であると考えております。当社グループは引き続き、既存タイトルの開発・運営を通して蓄積した各種データやノウハウを活用することで、新たな収益の創出に繋げてまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の市場の動向やユーザーの多様化に迅速に対応していくために、優秀な人材の獲得及び育成が必要であると考えております。しかしながら、有能な人材ほど他社との獲得競争が激しく、採用が難しくなる状況となることも考えられます。当社グループでは、社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的に提供していくことで採用強化に繋がりたいと考えております。また、事業活動を通してコーポレートブランドを高め、ゲームだけではなく企業としての魅力を世の中に訴求していくことも重要であると考えております。

③ サービスの安全性及び健全性の強化

オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレード（オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為のこと）や、有料アイテムの不適切な出現確率表示、未成年による課金などの問題が社会的に度々提起されております。また、マッチングサービス業界においては「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」等の法的規制により、業界全体で環境整備が進んでまいりました。当社グループは、こうした状況を踏まえ、事業に関連する業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。

④ システム管理体制の強化

当社グループが提供するサービスは、多数のユーザーが同時にネットワークに接続することを想定しておりますが、主にサービス開始時や大型メンテナンス終了時等においてシステムに想定以上の負荷がかかった場合、サービスの提供に支障が生じることがあります。当社グループは、ユーザーがいつでも快適にサービスを利用できる体制を整備することが重要であると認識しており、システム基盤や管理体制の強化を通して、安定したサービス提供を目指してまいります。

⑤ 組織体制の強化

当社グループが、今後さらなる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要と考えております。当社グループとしましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化やリスク管理の徹底とともに業務の効率化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主な事業内容
(株)Koiniwa	50	100.0	恋庭の開発・運営
(株)バンク・オブ・インキュベーション	10	100.0	新規事業の開発

(11) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

スマートフォンアプリ関連事業

(12) 主要な営業所 (2024年9月30日現在)

当社	本社：東京都新宿区
(株)Koiniwa	東京都新宿区

(13) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況 199名 (前期比31名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は含んでおりません。なお、当社グループから他社への出向者及び他社から当社グループへの出向者はおりません。
2. 従業員数が前連結会計年度（168名）に比べ31名増加した主な要因は、開発体制強化に伴う人員の増加によるものであります。
3. 当社グループにおける報告セグメントはスマートフォンアプリ関連事業のみであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163名	29名増	32.8歳	5.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は含んでおりません。
2. 従業員数が前事業年度（134名）に比べ29名増加した主な要因は、開発体制強化に伴う人員の増加によるものであります。

(14) 主要な借入先及び借入額 (2024年9月30日現在)

特記すべき事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社セガから、2024年9月30日付で特許権侵害に関する訴訟を提起されました。詳細につきましては、「連結注記表 2. 連結貸借対照表に関する注記 (3) 偶発債務 (係争事件)」をご参照ください。

2. 株式に関する事項（2024年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 14,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,003,000株

(注) 当社所有の自己株式28,608株を含めております。

(3) 株主数 3,888名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
樋口 智裕	1,743,100	43.85
田中 大介	280,000	7.04
楽天証券(株)	116,600	2.93
(株)Cygames	79,100	1.99
日本証券金融(株)	48,200	1.21
須田 忠雄	34,200	0.86
GMOクリック証券(株)	22,700	0.57
山中 行人	22,600	0.56
柏原 俊高	22,000	0.55
JP JPMSE LUX RE JEFFERIES INTL LTD EQ CO	21,003	0.52

(注) 1. 当社は、自己株式を28,608株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 2024年10月4日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2024年9月30日現在で株式会社SBI証券が202,264株（保有割合5.05%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主からは除外しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	樋 口 智 裕	(株)Koiniwa 代表取締役社長 (株)バンク・オブ・インキュベーション 代表取締役社長
取 締 役	田 中 大 介	人事部長
取 締 役 C F O	河 内 三 佳	経営管理部長 (株)Koiniwa 取締役 (株)バンク・オブ・インキュベーション 取締役 GMOコネクスト(株) 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	熊 倉 安 希 子	(株)ギックス 監査役 (株)kubell 取締役 (監査等委員) 熊倉公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	深 町 周 輔	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 (株)富士山マガジンサービス 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	櫻 田 厚	(株)JOINT ONE 顧問

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 熊倉安希子氏、深町周輔氏及び櫻田厚氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会スタッフを選任するとともに、内部監査室とも連携を行い内部統制システムを通じた組織的監査を実施することで、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 (監査等委員) 熊倉安希子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 深町周輔氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 櫻田厚氏は、長年にわたる企業経営者としての経験並びに企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役 (監査等委員) 熊倉安希子氏、深町周輔氏及び櫻田厚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 木戸隆之氏は、2023年12月22日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 (監査等委員) を退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年10月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、取締役の報酬等の決定にあたり、誠実な経営を実現する客観性・公平性を確保した制度であること、各取締役の当社株式保有状況を考慮したうえで、中長期的な当社株式1株当たり株主価値の向上を促す報酬制度であることを基本方針としております。

監査等委員でない取締役の報酬等については、業務の内容、職位、実績・成果及び他社水準等を勘案して固定報酬の額を決定しており、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額内で、取締役会から社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を受けて、取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、その職責・業務分担等を考慮して固定報酬の額を決定しており、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額内で、監査等委員である取締役の協議によることとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	67 (一)	67 (一)	— (一)	— (一)	3 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	11 (11)	11 (11)	— (一)	— (一)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	79 (11)	79 (11)	— (一)	— (一)	7 (4)

- (注) 1. 合計欄は実際の支給人数を記載しており、取締役 (監査等委員) の人数には、2023年12月22日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) 1名 (社外取締役) を含んでおります。また、当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等はありません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等限度額につきましては、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。なお、当該報酬等限度額には使用人分給与は含まれておりません。また、当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬等限度額は、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。また、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況及び当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	熊倉安希子	(株)ギックス監査役、(株)kubell取締役 (監査等委員) 及び熊倉公認会計士事務所所長であります。各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	深 町 周 輔	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士及び(株)富士山マガジンサービス監査役であります。各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	櫻 田 厚	(株)JOINT ONE顧問であります。兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	熊 倉 安 希 子	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回のすべてに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	深 町 周 輔	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回のうち13回に出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	櫻 田 厚	第18回定時株主総会にて取締役（監査等委員）に就任されてから開催された当事業年度の取締役会13回のすべてに出席しております。また、同じく監査等委員会10回のすべてに出席し、経営者としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条及び定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしており、すべての社外取締役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、前事業年度の追加報酬を含んでおります。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 会社の体制及び方針

7-1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務執行が、法令、定款及び社内規程等に適合することを確保するため、企業理念を制定し、役職員はこれをコンプライアンスの視点をもって遵守する。
- ② 取締役会は、経営判断に基づく重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
- ④ 「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置する。
- ⑤ 取締役及び使用人の法令違反については、原因追及及び再発防止に努めるとともに、就業規則等に基づき、処罰の対象とする。
- ⑥ 「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践する。
- ⑦ コンプライアンス委員会を設置し、関係法令を遵守する体制強化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存・管理を行う。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報資産の保護・管理を行う。

- ③ 「特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーの保護・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ② リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ③ 危機発生時には、担当部門の部門長は、委員長及び事務局に直ちに報告し、事務局は委員長の指示を受けて、リスク管理委員会を開催するものとする。

(4) 取締役（監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、情報共有を密に行うことにより、効率的に職務を執行する。
- ② 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ③ 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、企業理念に基づき、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
- ③ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- ④ 当社は必要に応じ、子会社に対して業務の監査を行う。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会と協議のうえ、使用人を監査等委員会スタッフとして任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ② 監査等委員会スタッフを設置する場合には、取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査等委員会からの指示に基づき、社内の重要会議等への

出席や重要文書の閲覧を行うことができる。

(7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会スタッフは、監査等委員会スタッフ業務について、取締役その他の上長等の指揮命令を受けないことにより独立性を確保し、その任命や解任、考課及び人事異動は、監査等委員会の同意を得たうえで決定するものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 監査等委員会は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役（当社の取締役については監査等委員であるものを除く。以下本項において同じ。）及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実を発見した場合には、速やかに内部通報窓口（内部監査室又は社外弁護士）に報告する。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、法令に従い、過半数を社外取締役とし、公正かつ透明性を担保する。
- ② 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ④ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の助力を得ることができる。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから、「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図る。
- ② 財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある内部管理体制の整備及び運用を行う。

(11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- ② 経営管理部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用

人に「反社会的勢力対策規程」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処する。

- ③ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備している。

7-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また取締役会には、当社取締役の職務執行の監督機能強化を目的として選任された社外取締役3名が常時出席しており、様々な意見交換が行われております。

なお、当事業年度において取締役会は16回開催されたほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

(2) リスクマネジメント体制について

当社グループは、様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクの軽減と予防の推進、またリスクが発生した場合は迅速かつ的確に対処を行うことを目的として定めている「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、取締役会だけでなく、原則週2回開催される当社の経営会議やリスク管理委員会においても、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理を実施しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社グループは、新たに入社した使用人に対し、コンプライアンス研修を実施しております。また、取締役及び使用人がコンプライアンスを正しく理解し実践していくために、ハラスメント防止、個人情報・機密情報管理等に関する研修を継続的に実施するとともに、「コンプライアンス行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」を作成し、適時見直しを行いながら周知徹底に取り組んでおります。さらに問題の早期発見・未然防止を図るため、「内部通報規程」に基づき、内部監査室（社内窓口）及び社外弁護士（社外窓口）を通報相談窓口として設置しております。なお、当事業年度において発生した内部通報案件はありません。

(4) 子会社経営管理について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、連結対象である子会社と経営管理契約書を締結し、経営管理部が子会社の経営管理体制の整備及び統括を実施しており、子会社の財務状況やその他の業務上の重要な事項等については、子会社からの報告によって把握しております。また、子会社の監査は、当社の「内部監査規程」に準じて内部監査担当が実施し、業務運営の適正性を確保しております。

(5) 監査等委員会について

監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、当事業年度に実施された取締役会に出席し、監査等委員でない取締役等の職務執行・職務内容の適正性を監査し、重要な意思決定への決議を通じて監督機能を果たしております。また、原則毎月監査等委員会を開催して監査等委員間の意見交換及び意思統一を図っております。

7-3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表
(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,240	流動負債	1,193
現金及び預金	2,300	1年内返済予定の長期借入金	187
売掛金	1,544	未払金	908
有価証券	600	未払法人税等	1
未収還付法人税等	359	その他	96
未収消費税等	250	固定負債	142
その他	185	長期借入金	13
固定資産	562	その他	129
有形固定資産	58	負債合計	1,336
建物	34	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	24	株主資本	4,466
無形固定資産	3	資本金	562
ソフトウェア	3	資本剰余金	715
投資その他の資産	500	利益剰余金	3,296
繰延税金資産	73	自己株式	△107
敷金及び保証金	426	純資産合計	4,466
資産合計	5,802	負債・純資産合計	5,802

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		13,615
売上原価		7,170
売上総利益		6,444
販売費及び一般管理費		5,114
営業利益		1,329
営業外収益		
受取手数料	36	
その他	1	38
営業外費用		
支払利息	3	
その他	2	5
経常利益		1,362
税金等調整前当期純利益		1,362
法人税、住民税及び事業税	315	
法人税等調整額	150	466
当期純利益		895
親会社株主に帰属する当期純利益		895

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	562	715	2,400	△0	3,678
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			895		895
自己株式の取得				△107	△107
当期変動額合計	－	－	895	△107	788
当期末残高	562	715	3,296	△107	4,466

	純資産 合計
当期首残高	3,678
当期変動額	
親会社株主に帰属する当期純利益	895
自己株式の取得	△107
当期変動額合計	788
当期末残高	4,466

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 (株)Koiniwa
(株)バンク・オブ・インキュベーション

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの（合同運用指定金銭信託）は、時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、それ以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ユーザー課金収入

当社グループは、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。なお、当社グループが提供する有料アイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーが仮想通貨を消費して当社グループがアイテムを提供した時に売上を計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保等に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

現金及び預金（定期預金）	316百万円
敷金及び保証金	316百万円
合計	633百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	13百万円
工具、器具及び備品	39百万円
合計	52百万円

(3) 偶発債務（係争事件）

当社は、株式会社セガ（以下、「原告」といいます。）より、2024年9月30日付で東京地方裁判所において訴訟を提起されました。

① 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、原告より、当社の2つのゲームアプリ『メメントモリ（2022年10月から配信中）』及び『幻獣契約クリプトラクト（2015年2月から2023年6月まで配信）』が、原告の保有する特許権を侵害しているとして当該特許権についての実施権の許諾条件を提示され、協議を行ってまいりました。しかしながら、当社の見解が原告に受け入れられるには及ばず、原告が訴訟の提起に至ったものであります。

当社は、当社のゲームアプリが原告の特許権を侵害しているとの事実はないものとして認

識しており、本訴訟の手續の中で、当社の主張の正当性を明らかにしてまいります。仮に、本訴訟において、当社の主張が認められない場合であっても、当社は本訴訟において原告が指摘する箇所すべてについて設計変更が可能であると考えておりますので、当社は、本訴訟の帰趨に関わらず、『メメントモリ』のサービス提供を継続していく方針であります。

② 訴訟の内容

- a. 内容 特許権侵害に基づく損害賠償請求
『メメントモリ』に関するゲームプログラム等の差止請求
- b. 訴訟の目的の価額 10億円及び遅延損害金
- c. 対象特許 日本国特許第5930111号、日本国特許第6402953号、
日本国特許第6891987号、日本国特許第7297361号、
日本国特許第7411307号

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	4,003,000株	—	—	4,003,000株

(2) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項（行使期間の初日が到来していないものを除く。）

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に関する取組方針

当社グループは、スマートフォンアプリ関連事業を行うための事業計画に照らして、必要資金を主に金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金及び安全性の高い金融資産等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社グループは、デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は合同運用の金銭の信託であります。敷金及び保証金は、事務所の賃貸借契約に伴うもののほか、未消費ゲーム内通貨に係る資金決済法の供託金に伴う保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握に努めており

ます。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金の調達を目的としたものであり、一部を除いて変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

合同運用の金銭の信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち84.4%が特定の大口決済代行業者に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	600	600	—
敷金及び保証金(※3)	93	92	△1
資産計	693	692	△1
長期借入金(※4)	200	198	△1
負債計	200	198	△1

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「未収還付法人税等」、「未収消費税等」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 「敷金及び保証金」のうち、資金決済法の供託金に伴う保証金は法務局へ供託しているものであるため信用リスクは僅少であり、かつ短期間に決済されるユーザーからの預り金を保全する金融資産であるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、連結貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における「敷金及び保証金」の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,300	—	—	—
売掛金	1,544	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
合同運用指定金銭信託	600	—	—	—
敷金及び保証金	—	93	—	—
合計	4,445	93	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	187	13	—	—	—	—
合計	187	13	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	600	—	600

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	92	—	92
長期借入金	—	198	—	198

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

当社が保有している合同運用指定金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、償還予定時期を見積り、リスクフリーレートを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル2に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性及び重要性に応じてレベル2に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

売上収益の主要な区分	当連結会計年度
ユーザー課金収入	13,557
その他	58
顧客との契約から生じる収益	13,615
その他の収益	—
外部顧客への売上高	13,615

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ③重要な収益及び費用の計

上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,030
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,544
契約負債 (期首残高)	51
契約負債 (期末残高)	62

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、51百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,123円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 224円59銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,440	流動負債	1,101
現金及び預金	1,570	1年内返済予定の長期借入金	187
売掛金	1,433	未払金	833
有価証券	600	未払費用	20
前払費用	163	未払法人税等	1
未収還付法人税等	359	前受金	45
未収消費税等	232	預り金	13
その他	81	固定負債	142
固定資産	1,269	長期借入金	13
有形固定資産	58	長期未払金	129
建物	34	負債合計	1,243
工具、器具及び備品	24	(純資産の部)	
無形固定資産	3	株主資本	4,466
ソフトウェア	3	資本金	562
投資その他の資産	1,207	資本剰余金	715
関係会社長期貸付金	1,700	資本準備金	539
繰延税金資産	73	その他資本剰余金	175
敷金及び保証金	397	利益剰余金	3,296
関係会社貸倒引当金	△963	その他利益剰余金	3,296
		繰越利益剰余金	3,296
		自己株式	△107
		純資産合計	4,466
資産合計	5,710	負債・純資産合計	5,710

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		12,849
売上原価		6,445
売上総利益		6,403
販売費及び一般管理費		4,710
営業利益		1,693
営業外収益		
受取利息及び配当金	10	
受取手数料	41	
経営管理料	18	
その他	0	70
営業外費用		
支払利息	3	
関係会社貸倒引当金繰入額	406	
その他	1	412
経常利益		1,351
特別損失		
関係会社株式評価損	19	19
税引前当期純利益		1,331
法人税、住民税及び事業税	315	
法人税等調整額	150	466
当期純利益		865

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	562	539	175	715	2,431	2,431	△0	3,708	
当期変動額									
当期純利益					865	865		865	
自己株式の取得							△107	△107	
当期変動額合計	-	-	-	-	865	865	△107	757	
当期末残高	562	539	175	715	3,296	3,296	△107	4,466	

	純資産 合計
当期首残高	3,708
当期変動額	
当期純利益	865
自己株式の取得	△107
当期変動額合計	757
当期末残高	4,466

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの（合同運用指定金銭信託）は、時価法を採用しております。

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物は定額法、それ以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ユーザー課金収入

当社は、スマートフォンアプリの開発・運営を行っており、国内外のプラットフォーム運営事業者が運営するプラットフォームを介して無料で提供しておりますが、アプリ内では有料アイテムを販売しております。なお、当社が提供する有料アイテムは、購入から消費までの期間が極めて短いことから、ユーザーが仮想通貨を消費して当社がアイテムを提

供した時に売上を計上しております。

2. 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において、固定負債の「その他」に含めていた「長期未払金」(前事業年度145百万円)につきましては、当事業年度では金額的重要性が高くなったため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

(1) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	0百万円
関係会社株式評価損	19百万円
関係会社長期貸付金	1,700百万円
関係会社貸倒引当金 (繰入額)	406百万円

② 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式及び関係会社長期貸付金は、子会社である(株)Koiniwa及び(株)バンク・オブ・インキュベーション (以下、合わせて「両社」という。) に対するものであります。

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行うこととしており、関係会社長期貸付金の評価については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合に、個別に貸倒引当金を計上することとしております。

(株)バンク・オブ・インキュベーションは、今後一定期間において財政状態が回復する見込みがないことから、当事業年度において、関係会社株式評価損 (特別損失) 19百万円及び関係会社貸倒引当金繰入額 (営業外費用) 91百万円を計上しております。また、(株)Koiniwaについても、今後一定期間において財政状態が回復する見込みがないことから、当事業年度において、関係会社貸倒引当金繰入額 (営業外費用) 315百万円を追加計上しております。

なお、翌事業年度においても各社の事業活動が収益獲得に貢献しない場合、両社に対する貸付金に貸倒引当金を追加計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保等に供している資産

資金決済に関する法律に基づき、次のとおり供託しております。

現金及び預金（定期預金）	287百万円
敷金及び保証金	287百万円
合計	574百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	13百万円
工具、器具及び備品	39百万円
合計	52百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	66百万円
--------	-------

(4) 偶発債務（係争事件）

連結注記表の「2. 連結貸借対照表に関する注記（3）偶発債務（係争事件）」に記載しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額（区分表示したものを除く）

営業取引（売上原価）	244百万円
営業取引（販売費及び一般管理費）	22百万円
営業取引以外の取引高（営業外収益）	32百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	60株	28,548株	－	28,608株

(変動事由の概要)

2023年12月22日の取締役会決議による自己株式の取得 14,600株

2024年3月19日の取締役会決議による自己株式の取得 13,800株

単元未満株式の買取りによる増加 148株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

売掛金	13百万円
関係会社貸倒引当金	294百万円
減価償却超過額	46百万円
敷金及び保証金	18百万円
関係会社株式	36百万円
未払金	39百万円
その他	47百万円
繰延税金資産小計	498百万円
評価性引当額	△409百万円
繰延税金資産合計	88百万円
繰延税金負債	
未収事業税	△14百万円
繰延税金負債合計	△14百万円
繰延税金資産純額	73百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割	0.1%
税額控除	△4.6%
評価性引当額の増減	8.0%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.0%</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)Koiniwa	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任 出向者の派遣 資金の援助	資金の貸付 (注)	300	関係会社 長期貸付金	1,400
子会社	(株)バンク・オブ・ インキュベーション	所有 直接100.0%	経営の管理 役員の兼任 出向者の派遣 資金の援助	資金の貸付 (注)	200	関係会社 長期貸付金	300

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を決定しております。また、当該資金の貸付においては、(株)Koiniwaに關係会社貸倒引当金繰入額315百万円と關係会社貸倒引当金871百万円、(株)バンク・オブ・インキュベーションに關係会社貸倒引当金繰入額91百万円と關係会社貸倒引当金91百万円を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表の「5. 収益認識に関する注記」に記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,123円86銭
(2) 1株当たり当期純利益 216円96銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

株式会社バンク・オブ・イノベーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

株式会社バンク・オブ・イノベーション

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2023年10月1日から2024年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月22日

株式会社バンク・オブ・イノベーション 監査等委員会

監査等委員	熊倉安希子 印
監査等委員	深町 周輔 印
監査等委員	櫻田 厚 印

(注) 監査等委員熊倉安希子、深町周輔及び櫻田厚は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	樋口智裕 (1983年1月15日生)	2006年1月 当社設立、代表取締役社長（現任） 2019年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション 設立（現株式会社Koiniwa）、代表取締役社長（現任） 2022年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション 設立、代表取締役社長（現任）	1,743,100株
2	田中大介 (1983年9月20日生)	2006年1月 当社監査役 2007年4月 当社取締役 2017年3月 当社取締役、人材開発部長（現人事部長） 2019年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション 取締役 2020年9月 当社取締役、ゲーム運営部長兼人事部長 2021年12月 当社取締役、人事部長（現任） 株式会社バンク・オブ・インキュベーション （現株式会社Koiniwa）監査役 2022年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション 監査役	280,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	こうち みつ よし 河 内 三 佳 (1985年8月31日生)	2008年3月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月 公認会計士登録 2013年10月 当社入社、経営管理部長 2014年12月 当社取締役CFO、経営管理部長（現任） 2019年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション（現株式会社Koiniwa）取締役（現任） 2020年12月 GMOプレイミュージック株式会社（現GMOコネクト株式会社）取締役（現任） 2022年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション取締役（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当事業報告に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合は、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。